ID: 419

担当部署: 教育委員会事務局 教育部 教育統括室 管理課

処分の概要	保育料の徴収
例規名 根拠条項	芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例第3条第4項
例規番号	平成27年条例第12号

【根拠条文】

(保育料)

第3条　次の教育・保育給付認定子ども(法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子どもをいう。)に係る教育・保育給付認定保護者等の利用者負担額は、零とする。

ア　法第19条第1号に該当する教育・保育給付認定子ども

イ　法第19条第2号に該当する教育・保育給付認定子ども(満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある教育・保育給付認定子ども(法第28条第1項第3号に規定する特別利用教育を受ける者を除く。以下「特定満3歳以上保育認定子ども」という。)を除く。)

2　法第19条第3号に該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを含む。以下「満3歳未満保育認定子ども」という。)の保育料は、別表第1に定めるとおりとする。

3　前項の規定にかかわらず、月の途中において、入園し、若しくは退園し、又は入所し、若しくは退所した場合等におけるその月の保育料は、日割により計算した額(10円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額)とする。

4　市長は、市が設置する特定教育・保育施設において特定教育・保育を受けた満3歳未満保育認定子どもの教育・保育給付認定保護者等から第2項又は前項に定める保育料を徴収するものとする。

5　市長は、法附則第6条第4項の規定により特定保育所において保育を受けた満3歳未満保育認定子どもの教育・保育給付認定保護者等から第2項又は第3項に定める保育料を徴収するものとする。

6　前2項の保育料の納期は、毎月末日までとする。

別表第1(第3条関係)

満3歳未満保育認定子どもで保育の提供を受けるものの保育料

<table>
<tr><td colspan="5">各月初日における満3歳未満保育認定子どもの属する世帯の階層区分</td><td colspan="2">保育料(月額)</td></tr>
<tr><td>階層区分</td><td colspan="4">定義</td><td>保育標準時間</td><td>保育短時間</td></tr>
<tr><td>A</td><td colspan="4">生活保護世帯等</td><td>0円</td><td>0円</td></tr>
<tr><td>B1</td><td colspan="4">A階層を除き、当該年度分(4月から8月までの月分の保育料については前年度分。以下同じ。)の市町村民税非課税世帯</td><td>0円</td><td>0円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">B2</td><td colspan="3" rowspan="2">A階層及びB1階層を除き、当該年度分の市町村民税所得割非課税世帯</td><td>ひとり親世帯等</td><td>0円</td><td>0円</td></tr>
<tr><td>ひとり親世帯等以外の世帯</td><td>5,500円</td><td>5,400円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">C1</td><td rowspan="2">A階層、B1階層及び</td><td rowspan="2">48,600円未満</td><td rowspan="2"></td><td>ひとり親世帯等</td><td>4,750円</td><td>4,650円</td></tr>
<tr><td>ひとり親世帯等</td><td>9,500円</td><td>9,300円</td></tr>
</table>

	B2階層を		以外の世帯		
C2	除き、当	48,600円以上	ひとり親世帯等	7,500円	7,350円
	該年度分	67,500円未満	ひとり親世帯等	15,000円	14,700円
	の市町村		以外の世帯		
C3	民税所得	67,500円以上	ひとり親世帯等	9,000円	8,800円
	割の額が	77,101円未満	ひとり親世帯等	25,500円	25,000円
	次の区分		以外の世帯		
	に該当す	77,101円以上		25,500円	25,000円
	る世帯	97,000円未満			
C4		97,000円以上		35,500円	34,800円
		125,500円未満			
C5		125,500円以上		43,500円	42,700円
		169,000円未満			
C6		169,000円以上		54,500円	53,500円
		251,000円未満			
C7		251,000円以上		60,000円	58,900円
		301,000円未満			
C8		301,000円以上		71,000円	69,700円
		397,000円未満			
C9		397,000円以上		89,000円	87,400円

備考

1　この表における満3歳未満保育認定子どもの年齢については、年度の初日の前日における年齢をもって当該年度中の満年齢とする。

2　生活保護世帯等とは、生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯並びに児童福祉法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第6条の4に規定する里親である教育・保育給付認定保護者等の世帯をいう。別表第2において同じ。

3　ひとり親世帯等とは、次に掲げる世帯をいう。別表第2において同じ。

(1)　母子世帯又は父子世帯　母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第1項に規定する配偶者のない女子又は同条第2項に規定する配偶者のない男子であって、現に満3歳未満保育認定子どもを扶養しているものの世帯をいう。

(2)　障害者又は障害児と生計を一にする世帯　次に掲げる者が属する世帯をいう。

ア　身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者

イ　厚生労働大臣の定めるところによる療育手帳の交付を受けている者

ウ　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

エ　特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)の規定により特別児童扶養手当の支給を受けている者

オ　国民年金法(昭和34年法律第141号)の規定により障害基礎年金の支給を受けている者

(3)　その他の世帯　生活保護法に定める保護基準に準じ、生活に困窮していると市長が認める世帯をいう。

4　この表における所得割(地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割をいう。)の額

については、次のとおりとする。

(1)　地方税法第314条の7、第314条の8、第314条の9、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項、第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)、第5条の5第2項、第7条の2第4項及び第5項、第7条の3第2項並びに第45条の規定は適用しない。

(2)　所得割の額については、保育料の算定の基準となる年の翌年1月1日において、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の市(以下「指定都市」という。)の区域内に住所を有した場合(地方税法第737条の2第1項の規定により同日において当該指定都市の区域内に住所を有したとみなされる場合を含む。)にあっては、指定都市以外の市町村の区域内に住所を有した場合の例により算定するものとする。

5　この表において、保育標準時間とは、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第4条第1項の規定による1月当たり平均275時間まで(1日当たり11時間までに限る。)の保育必要量の認定の区分を、保育短時間とは、同項の規定による1月当たり平均200時間まで(1日当たり8時間までに限る。)の保育必要量の認定の区分をいう。

6　この表における階層区分の認定に当たっては、満3歳未満保育認定子どもと生計を一にする父母及びそれ以外の扶養義務者(満3歳未満保育認定子どもの生計を維持する者に限る。)に係る所得割の額の合計額により行うものとする。

7　この表の規定にかかわらず、生計を一にする世帯に属する子どもが満3歳未満保育認定子どものみである場合又は生計を一にする世帯において教育・保育給付認定子ども若しくは次の各号のいずれかに該当する者がいる場合の保育料は、これらの者のうち最年長のもの(以下この項において「第1子」という。)を除く最年長のもの(以下この項において「第2子」という。)が満3歳未満保育認定子どもである場合にあっては同表に規定する保育料の5割の額(10円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額)とし、第3子以降の者(第1子及び第2子以外の者をいう。)が満3歳未満保育認定子どもである場合にあっては零とする。

(1)　学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する幼稚園のうち、特定教育・保育施設でないものに在園する子ども

(2)　学校教育法第76条第2項に規定する特別支援学校の幼稚部に在籍する子ども

(3)　児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援、同条第3項に規定する医療型児童発達支援又は同条第5項に規定する居宅訪問型児童発達支援を受ける小学校就学前子ども

(4)　児童福祉法第43条の2に規定する児童心理治療施設の通所部に在籍する小学校就学前子ども

(5)　法第59条の2第1項の規定による助成を受けている施設のうち、児童福祉法第59条の2第1項に規定する施設(同項の規定による届出がされたものに限る。)であって同法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものを利用する小学校就学前子ども

8　前項の規定にかかわらず、特定被監護者等(子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)第14条の2第1項の特定被監護者等をいう。以下同じ。)が2人以上いる満3歳未満保育認定子どもの属する世帯の市町村民税所得割の額が57,700円未満である場合の保育料は、特定被監護者等のうち最年長のもの(以下この項において「第1子」という。)を除く最年長のもの(以下「第2子」という。)が満3歳未満保育認定子どもである場合にあっては、これらの表に規定する保育料の5割の額(10円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額)とし、第3子以降の者(第1子及び第2子以外の者をいう。)が満3歳未満保育認定子どもである場合にあっては零とする。

9　前項の規定にかかわらず、特定被監護者等が2人以上いるひとり親世帯等の満3歳未満保育認定子どもの属する世帯の市町村民税所得割の額が77,101円未満である場合の保

育料は、第2子以降の者が満3歳未満保育認定子どもである場合にあっては、零とする。

10　この表の規定にかかわらず、各月における休園又は休所等をした期間が当該月の日数の2分の1以上である場合の当該月の保育料は、同表に規定する保育料の5割の額(10円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額)とする。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

設 定 年 月 日	平成28年4月1日	**最終変更年月日**	令和5年4月1日